

開催します

市議会では、市民の負託にこたえ、親しまれる、開かれた議会を実現するため、昨年9月に議会基本条例を制定しましたが、同条例に基づき、市議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図り、市民に対する説明責任を十分に果たすために、地区コミュニティ協議会単位での意見交換会を開催します。

意見交換会は、《意見交換会実施要領》により、議員が直接、地域に出向いて市民の皆様のご意見等をお聞きするため開催するもので、議員で構成する各地区ごとの担当の班がお伺いたします。また、今後、公募による市内の団体や市民グループ等との意見交換会も開催の予定です。

《意見交換会実施要領》の主な内容

1 地区コミュニティ協議会単位の意見交換会

- (1) 議員5～6人単位で6班を編成し、48地区コミュニティ協議会で開催。一つの班は8地区を担当します。
- (2) テーマを設けて開催。テーマは各地区3件以内とし、概ね開催の2月程度前に各地区から募ります。
- (3) 開催の周知は、議会でチラシを作成し、地区コミュニティ協議会に配布をお願いいたします。また、議会だより及びホームページに掲載します。
- (4) 意見交換会は、報道機関を含めて公開で行います。



2 公募による意見交換会

- (1) 市内の団体や市民グループ等との意見交換会を開催します。
- (2) 議会だより及びホームページにより公募をし、応募の際に併せて意見交換のテーマも募集します。
- (3) 対象は、意見交換会に参加できる人員が10人以上の団体とします。
- (4) 応募の際は、団体の概要、参加人員、意見交換するテーマ及びその趣旨等を記載していただきます。また、開催場所は、原則として、応募者において確保していただきます。
- (5) 公募による意見交換会の開始時期は、地区コミュニティ協議会単位の意見交換会の開催状況をみながら、今後、決定します。